

## 学寮給食業務及び学校食堂業務委託契約書（案）

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構鶴岡工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 落合義忠と、受託者 ○○○○ 代表取締役 ○○○○との間において、学寮給食業務及び学校食堂業務（以下「本件業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 委託者は、鶴岡工業高等専門学校の適正かつ円滑なる運営を図るため、本件業務を受託者に委託するものとする。

第2条 受託者は、本件業務の実施に当たり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令等を遵守し、教育機関における本件業務であることを十分に認識し、その品位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。

第3条 本件業務は、仕様書並びに学寮給食業務及び学校給食業務実施細目の定めるところにより実施する。

2 受託者は、前項の仕様書及び実施細目を遵守するほか、校長又は校長の指名する職員の指示に従い、本件業務を実施するものとする。

第4条 本件業務の委託期間は、平成24年9月1日から平成25年8月31日までとする。

2 委託者は、前項に規定する委託期間は、委託者・受託者の双方より申し入れのない限り、委託期間開始日から起算して3年間を限度として更新することができるものとする。

3 前項の期間更新は、委託者が受託者に対し通知する方法で行うものとする。

第5条 本件業務の委託費は、金 円(消費税額及び地方消費税額を含む)とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託費に105分の5を乗じて得た額である。

3 委託者は、四半期毎に、受託者の本件業務の実施を確認のうえ、委託期間の経過後、受託者から送付された適正な請求書を受領した日から60日以内に委託費を支払うものとする。

4 前項の請求書は、鶴岡工業高等専門学校総務課用度係に送付するものとする。

第6条 この契約について、契約保証金は免除する。

第7条 本件業務に要した電気料・水道料・ガス料・電話料等は受託者の負担とする。

第8条 学寮給食業務において、受託者は、給食費として、学寮給食業務実施細目に定める金額を受託者の責任により、毎月寮生から直接徴収するものとする。ただし、3月分は2月に徴収するものとする。

第9条 学寮給食業務において、受託者が、給食業務を実施しなかった場合は、委託者と協議して定める額の給食費を寮生に還付するものとする。

第10条 委託者は、本件業務に必要な施設及び設備・備品（以下「施設等」という。）として、実施細目に定める施設等は無償で受託者に使用させるものとする。

第11条 受託者は、善良な管理者の注意をもって施設等を使用しなければならない。

2 施設等の維持、保全のため必要とする経費は、委託者の負担とする。ただし、軽微な費用はこの限りでない。

第12条 受託者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失し、又はき損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

第13条 受託者は、施設等を本件業務以外に使用し、又は第三者に貸与してはならない。

2 受託者は、自己の負担において施設等の修繕、模様替等をしようとするときは、予め委託者の承認を受けなければならない。

第14条 受託者は、本契約による本件業務を第三者に実施させてはならない。

第15条 受託者は、その従事者が業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第16条 受託者は委託者が定めた個人情報取扱業務契約遵守事項を遵守しなければならない。

第17条 受託者は、その責に帰すべき事由により、飲食した者に対して食中毒又は伝染病等の被害を与えたときは、被害者に対してその損害を賠償しなければならない。

第18条 委託者は、受託者が本契約に定める義務を履行しなかったとき、契約の締結又は履行について不正な行為があったとき又は正当な理由なく校長又は校長の指名する職員の指示に従わなかったときは、本契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受託者は委託者が別に定める金額を違約金として、委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

第19条 受託者は、委託者が規定する不正行為に該当したときは、委託者に賠償金を支払うものとする。

2 前項の賠償金は、前条第2項と同様とする。

第20条 委託者又は受託者において、特別の事情が生じた場合は、1か月前に文書をもって相手方に通知し、委託者・受託者双方協議のうえ、この契約を変更又は解除することができるものとする。

第21条 本件業務の委託期間が満了したとき、又は本契約書の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者は施設等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、委託者の承認を受けた場合はこの限りでない。

第22条 この契約について必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。

第23条 この契約について委託者・受託者間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第24条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、委託者・受託者協議のうえ定めるものとする。

第25条 本契約に関する訴えの管轄は、鶴岡工業高等専門学校の所在地を管轄区域とする山形地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、委託者・受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年 月 日

委託者 山形県鶴岡市井岡字沢田104  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
鶴岡工業高等専門学校  
契約担当役 事務部長 落合 義忠

受託者